

令和7年3月24日 更新

安全運転管理者選任の手引



秋田県警察本部
交通部交通企画課

目 次

1	安全運転管理者制度	1
2	安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任義務	1
3	安全運転管理者及び副安全運転管理者の資格要件	1～2
4	公安委員会の認定申請	3
5	安全運転管理者の責任と義務	3～4
6	安全運転管理者の権限	4
7	選任、解任、届出事項の変更届等	4
8	安全運転管理者等講習の受講義務	4
9	自動車運転代行業者の場合	4
10	届出に必要な書類一覧	5
11	問合せ先	6

1 安全運転管理者制度

安全運転管理者制度は、自動車を使用する事業所の社会的責任を、道路交通法により明確にするとともに、事業所における自動車の安全な運転を確保させようという趣旨のもとに、昭和40年の道路交通法の改正により発足した制度です。

2 安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任義務 ～道路交通法第74条の3第1項・第4項

自動車の使用者（業務として自動車を使用する事業所の代表者等）は、自動車の使用の拠点となる事業所ごとに、次に規定する台数以上の自動車を使用している場合は、安全運転管理を行う責任者として「安全運転管理者」及び「副安全運転管理者」を選任しなければなりません

○ 安全運転管理者～道路交通法施行規則第9条の8

① 乗車定員11人以上の自動車の場合は1台以上

② その他の自動車の場合は5台以上

※ 自動二輪車は0.5台として計算（原動機付き自転車は除く）

③ 自動車運転代行業の場合は、営業所ごとに選任

○ 副安全運転管理者～道路交通法施行規則第9条の11

① 自動車の台数が20台以上のときは、副安全運転管理者を1人选任し、以降20台を超えるごとに1人ずつ選任しなければなりません。

自動車の台数(台)	19台まで	20～39台	40～59台	60～79台
副安全運転管理者(人)	0人	1人	2人	3人

② 自動車運転代行業の場合は、10台以上のときは、副安全運転管理者を1人选任し、以降10台を越えるごとに1人ずつ選任しなければなりません。

随伴用自動車の台数(台)	9台まで	10～19台	20～29台	30～39台
副安全運転管理者(人)	0人	1人	2人	3人

3 安全運転管理者、副安全運転管理者の資格要件～道路交通法施行規則第9条の9

○ 安全運転管理者

① 年齢は20歳以上の者（ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない事業所は30歳以上の者）

② 2年以上の運転管理の実務経験を有する者（運転管理に関する公安委員会の教習を終了した方は1年以上の実務経験）、又はこれらと同等以上の能力があると公安委員会から認定された者

③ 過去2年以内に安全運転管理者及び副安全運転管理者として公安委員会から解任命令を受けたことのない者

④ 過去2年以内に以下の違反行為をしたことのない者

- ・ ひき逃げ
- ・ 無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転
- ・ 無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転の車両への同乗
- ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗
- ・ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認
- ・ 自動車使用制限命令違反

○ 副安全運転管理者

- ① 年齢は20歳以上の者
- ② 1年以上の運転管理の実務経験を有する者、若しくは3年以上の運転経験を有する者。または、これらと同等以上の能力があると公安委員会から認定された者。
- ③ 過去2年以内に安全運転管理者及び副安全運転管理者として公安委員会から解任命令を受けたことのない者
- ④ 過去2年以内に、一定の違反行為をしていない者（一定の違反行為については安全運転管理者の④と同じ）

※ 安全運転管理者等は、上記資格要件を満たしていることはもちろんですが、さらに、責任をもって自動車の安全な運転に必要な業務を行うことが要求されます。

したがって、職務上の地位と管理能力を総合的に判断して人選するとともに、

- ・ 専断的に運転管理に当たることができる者
- ・ 本来の業務が運転管理と密接な関連を持った地位にある者

であることが望ましく、管理者としての企画力、指導力、実行力等があり、かつ安全運転についての知識を有している者を選任する必要があります。

○ 運転管理の実務経験

「運転管理の実務経験」とは、次のいずれかの経験を有する場合をいいます。

- ① 過去に安全運転管理者及び副安全運転管理者として運転の管理を行った経験
- ② 道路運送法に基づく「運行管理者」として運転の管理を行った経験
- ③ 安全運転管理者として選任されていないが、現に安全運転管理の実務を担当した経験

※ 自動車の整備に関する業務や、単に運転業務に従事していた経験は、運転の管理の経験には含まれません。

4 公安委員会の認定申請

安全運転管理者及び副安全運転管理者として選任しようとする者が、選任の資格要件として求められる自動車の運転管理の実務経験を有していない場合（副安全運転管理者の場合は3年以上の自動車の運転経験を有しない場合も含む）は、安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任に関する届出とあわせ、公安委員会の認定を受けなければなりません。

公安委員会の認定に関する申請は、「安全運転管理者に関する届出書」を警察署に提出することにより「認定申請」として取り扱われ、個別の職務経歴や現在の職場での役職（社員を指導する立場）等により、認定審査が行われます。審査の結果、要件を満たしていると認められる場合は、安全運転管理者等に認定通知書が交付されます。

○ 公安委員会の認定

「公安委員会の認定」とは、前記「自動車の運転管理の実務経験を有する者」と同等の能力を有すると公安委員会が認定することをいい、次にいずれかに該当する場合に認定を受けることができます。

- ① 自動車安全運転センター安全運転中央研修所で行われる「安全運転管理課程」の修了者
- ② 他都道府県において「公安委員会が行う教習」の修了者
（秋田県では実施していません）
- ③ 運転管理の実務経験が無いものの、それに準じた管理経験を有する者

5 安全運転管理者等の責任と義務 ～道路交通法施行規則第9条の10

安全運転管理者等は、事業所内において、法律で定められている次の9項目の安全運転管理業務を行わなければなりません。

- ① 運転者の適正等の把握
従業員の運転適性についての把握及び助言指導。
運転者の法令遵守状況の把握（自動車安全運転センターの運転記録証明書の活用等）
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
最高速度違反、過積載、過労運転、駐車違反の防止、その他安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- ③ 長距離や夜間運転時の交代要員の配置
長距離や夜間の運転の場合、疲労等により安全運転に影響を及ぼすおそれがあることから、あらかじめ交代する運転者を配置すること。
- ④ 異常気象・災害時の安全運転の確保
異常な気象、天災等により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときに、運転者に対する必要な指示や、その他自動車の安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。

⑤ 点呼・日常点検による安全運転の確保

運転前の点呼や、車両の運行前点検を行うことにより、運転者の健康状態や車両の状態を確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。

⑥ 運転前後の酒気帯び確認

運転開始前と運転終了後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認すること。

⑦ 酒気帯び確認結果の記録と保存

前記により確認した内容を記録し、その記録を１年以上保存すること。

⑧ 運転日誌の備付けと記録

運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離、その他自動車の運転の状況を把握するために必要な事項を記録する日誌を備付け、運転を終了した運転者に記録させること。

⑨ 運転者への安全運転指導

「交通安全教育指針」に基づく安全教育のほか、安全運転に関する技能や知識などの指導を行うこと。

6 安全運転管理者の権限～道路交通法第74条の3第7項

安全運転管理者を選任している事業主は、選任した安全運転管理者に対し、上記の安全運転管理業務を行うための必要な権限を与えなければなりません。

安全運転管理者に職務上の権限がないと、安全運転管理を行う上で支障を来すおそれがあります。

7 選任、解任、届出事項の変更届等～道路交通法第74条の3第5項、道路交通法施行規則第9条の12

安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任若しくは解任したときは、その日から15日以内（自動車運転代行業にあっては10日以内）に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署に届出しなければなりません。また、届出事項に次のような変更があったときも、速やかに届出をする必要があります。

① 届出人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

② 自動車の使用の本拠の名称及び位置

③ 安全運転管理者または副安全運転管理者の氏名・職務上の地位

8 安全運転管理者等講習の受講義務～道路交通法第74条の3第9項

安全運転管理者等を選任している事業主は、公安委員会から安全運転管理者に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者、副安全運転管理者にその講習を受けさせなければなりません。

9 自動車運転代行業者の場合

自動車運転代行業の届出に必要な書類は、一般事業所と異なることから、個別に警察署に事前の確認をお願いします。

10 届出に必要な書類一覧

安全運転管理者						
届出区分		選任届			解任届	届出事項 の変更 ※ 3
		1	2	3		
提出書類		2年以上の 実務経験あり	教習修了者で 1年以上の 実務経験あり	公安委員会 の認定 ※ 1		
①	安全運転管理者に関する届出書	○	○	○	○	○
②	自動車運転免許証等 (氏名・生年月日 確認書類)※ 4	○	○	○		○ 安管者の氏名 の変更のみ
③	職務経歴書	○	○			
④	公安委員会教習修了証		○			
⑤	運転記録証明書※ 5	○	○	○		
⑥	履歴書			○		

副安全運転管理者						
届出区分		選任届			解任届	届出事項 の変更 ※ 3
		1	2	3		
提出書類		1年以上の 実務経験あり	自動車の 運転経験が 3年以上	公安委員会 の認定 ※ 2		
①	副安全運転管理者に関する届出書	○	○	○	○	○
②	自動車運転免許証等 (氏名・生年月日 確認書類)※ 4	○	○ 運転免許証のみ ※ 6	○		○ 副安管者の 氏名変更のみ
③	職務経歴書	○				
④	運転記録証明書※ 5	○	○	○		
⑤	履歴書			○		

※ 1 運転管理の実務経験を有していない者を選任する場合

※ 2 運転管理の実務経験を有しておらず運転経験が3年未満の者を選任する場合

※ 3 変更届出が必要な事項は、○法人名称 ○代表者氏名 ○自動車の使用の本拠の名称及び位置
○安全運転管理者等の職務上の地位 ○安全運転管理者等の氏名

※ 4 運転免許証のほか、選任する者の氏名・生年月日が記載された公的機関が発行する証明書

※ 5 2年以上交通違反歴を証明するための書類であるため、「3年」若しくは「5年」の運転記録証明書が必要。なお、届出日を基準として届出前30日以内の証明書に限る。

※ 6 いわゆる「マイナ免許証」の場合は、アプリ等で免許証の情報を出力して印字したものが必要。
(印字したものが用意できない場合は、書類提出先の警察署担当者に相談してください。)

11 問合せ先

安全運転管理者に関するお問合せは、最寄りの警察署交通課へお願いします。

	住 所	代 表 電 話
鹿 角 警 察 署	鹿角市花輪字向畑 1 0 0 番地	0 1 8 6 - 2 3 - 3 3 2 1
大 館 警 察 署	大館市根下戸新町 1 番 7 0 号	0 1 8 6 - 4 2 - 4 1 1 1
北 秋 田 警 察 署	北秋田市鷹巣字下家下 1 番地	0 1 8 6 - 6 2 - 1 2 4 5
能 代 警 察 署	能代市日吉町 1 番 2 4 号	0 1 8 5 - 5 2 - 4 3 1 1
五 城 目 警 察 署	南秋田郡五城目町字七倉 1 7 8 番地の 4	0 1 8 - 8 5 2 - 4 1 0 0
男 鹿 警 察 署	男鹿市船川港船川字新浜町 1 番地の 4	0 1 8 5 - 2 3 - 2 2 3 3
秋田臨港警察署	秋田市土崎港西三丁目 1 番 8 号	0 1 8 - 8 4 5 - 0 1 4 1
秋田中央警察署	秋田市千秋明德町 1 番 9 号	0 1 8 - 8 3 5 - 1 1 1 1
秋 田 東 警 察 署	秋田市上北手百崎字内山 6 0 番地 2	0 1 8 - 8 2 5 - 5 1 1 0
由利本荘警察署	由利本荘市中町 2 7 番	0 1 8 4 - 2 3 - 4 1 1 1
大 仙 警 察 署	大仙市大曲日の出町一丁目 1 番 3 0 号	0 1 8 7 - 6 3 - 3 3 5 5
仙 北 警 察 署	仙北市角館町西野川原 3 4 番地の 6	0 1 8 7 - 5 3 - 2 1 1 1
横 手 警 察 署	横手市安田字越廻 7 1 番地	0 1 8 2 - 3 2 - 2 2 5 0
湯 沢 警 察 署	湯沢市千石町一丁目 3 番 5 号	0 1 8 3 - 7 3 - 2 1 2 7
秋田県警察本部 交 通 企 画 課	秋田市山王四丁目 1 番 5 号	0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1

